

## 第3回労働市場改革分科会 発言メモ

東京大学社会科学研究所 近藤絢子

## 論点⑥（労働時間制度について）を中心に意見を述べる

## 基本的な考え方

- フルタイムで働く労働者と雇用主の間では雇用主の力が強いので、労使の合意に基づいて上限規制を緩める余地を拡大することには慎重であるべき
- 労働時間規制によって長時間労働が是正されれば、長時間労働が難しい層の労働参加が促進されて労働供給の総量は増える可能性がある。逆に言うと長時間労働が常態化することで人手不足が深刻化し長時間労働からの脱却がさらに難しくなるという悪循環が生じる。すでに苦しくなっている現場から法規制を緩める要望が出たとしても、法規制の枠内でうまく回すよう促すことによって結果的に人手不足を緩和できる可能性がある。
- 逆に週40時間よりも少ない労働時間を設定することは現行の制度下でも自由にでき、労働供給側のニーズ（論点⑦）で働き方の多様化は自然に進んでいくと思う。
- フレックスタイム制、テレワークなどの柔軟な働き方を可能にするためには適切な労働時間管理ツールが不可欠である。この点で論点⑧⑨とも関連する。

## 裁量労働制について

- 大前提として、労働者本人に業務量を調整する裁量があるかどうかの判断が難しい場合は慎重になるべき。柔軟な働き方という観点では、適切な労働時間把握ツールを導入したうえでフレックスタイム制にすれば解決しそうなケースも多いように思う。
- 「業務の一部に裁量労働制の対象外となるものがあるとその労働者は裁量労働制の適用外になる」という問題に関しては、対象外の業務を明確に切り分けることができるならば「70%裁量労働で30%は通常の勤務」といったようなことは許容することができるかもしれない。この場合も明確な基準が必要だと思う。

## 変形労働時間制について

- 現場のニーズに合わせた手続きの改善はしてもよいと思う
- ただしある程度早めに予定が決まらないと休みが休みにならないという面は軽視してはならない
-